

食事療養・生活療養標準負担額減額認定申請書 (70歳未満の食事療養費の減額認定【長期】) の記入例

70歳未満の方(市町村民税非課税世帯の方)が、食事療養等に係る標準負担額の減額認定(長期)を受けるとき

限度額適用
 第 種 **食事療養・生活療養標準負担額減額** ← 認定申請書
 限度額適用・標準負担額減額

◎「食事療養・生活療養標準負担額減額」を○で囲んでください。

※ 適用区分	70歳未満	アイウエオ	70歳以上	現役並みⅡ	現役並みⅠ	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	(年 月未まで)
被保険者証記号・番号	71-1505	7979	組合員	氏名	滝元 健一郎		事業所名	平河土木株式会社
限度額適用減額対象者氏名	滝元 純子			性別	男・女	昭平	50年6月23日生	個人番号
				個人番号	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △			

※印欄は記入不要です。

◎被保険者証及び個人番号(マイナンバー)カード等をご確認のうえ記入してください。

◎「該当」を○で囲んでください。

長期入院	<input checked="" type="radio"/> 該当	<input type="radio"/> 非該当	
①	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成30年5月10日から平成30年6月30日まで	52日間
	入院をした保険医療機関等	名称 城北総合医療センター 所在地 東京都練馬区氷川台1-20-55	
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成30年7月2日から平成30年8月31日まで	61日間
	入院をした保険医療機関等	名称 大山病院 所在地 東京都板橋区大山東町30-25	
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	日間
	入院をした保険医療機関等	名称 所在地	
市町村長が証明する欄	① 下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の組合員及びその世帯に属する被保険者に 30 年度の市町村民税が課されないことを証明する。 滝元 健一郎 ・ 滝元 純子 ・ 滝元 文彦 滝元 里志 ・		
	② 当該減額対象者の属する世帯の減額区分は、(非課税・基準額以下) であることを証明する。 平成△△年△△月△△日 市町村長名 板橋区長 ○○ ○○ 印		
上記のとおり申請します。 平成△△年△△月△△日			
組合員	郵便番号 174-0072 住所 東京都板橋区南常盤台1丁目65の22 ボヤルローチェ常盤台204号室 氏名 滝元 健一郎 電話 (03) 3264-4372		
全国土木建築国民健康保険組合理事長 様			

◎過去1年の入院期間等を記入してください。
また、入院期間が確認できる領収書等を添付してください。

◎市町村役所(場)に記入を依頼するか、又は世帯全員の住民税非課税証明書等を添付してください。(下の「◎添付書類等について」のとおり)

◎申請年月日、住所等を記入し、署名又は記名、捺印してください。ただし、組合員本人が署名した場合には、捺印を省略することができます。

◎日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

◎ 添付書類等について

1 市町村民税非課税証明書を提出してください。「市町村長が証明する欄」に証明を受けた場合は不要です。また、証明書の提出(証明欄の記入)にあたっては次の諸点にご留意ください。

- ・いずれも組合員と、組合員と同一世帯に属する家族全員が市町村民税非課税であることを証明する書類が必要となります。
- ・証明書の名称は市町村によって異なります。
- ・療養のあった月の属する年の前年(その月が1月から7月までの間の場合は、前々年)分の証明書が必要となります。

(例A) 平成29年8月から平成30年7月までの期間中の食事療養・生活療養標準負担額減額認定の申請を行う場合

平成29年度非課税証明書
(平成28年所得分)

← 平成29年1月1日現在において住民登録されていた市町村役所(場)へ申請してください。

(例B) 平成30年8月から平成31年7月までの期間中の食事療養・生活療養標準負担額減額認定の申請を行う場合

平成30年度非課税証明書
(平成29年所得分)

← 平成30年1月1日現在において住民登録されていた市町村役所(場)へ申請してください。

※ なお、例Aから例Bに亘る期間分の申請を行う場合は、そのいずれもの証明書(平成28年所得分・平成29年所得分)が必要となります。

- 2 入院期間が確認できる領収書等を添付してください。
- 3 事業主は、組合員から食事療養・生活療養標準負担額減額認定申請の委託を受けたときは、申請書の記載漏れ及び市町村民税非課税証明書等の添付の有無を確認のうえ、給付事務センターに提出してください。
- 4 食事療養・生活療養標準負担額減額認定証の適用開始日(発効期日)は、申請をいただいた月の初日となります。